

## 平成27年6月松伏町議会定例会提出議案概要

### 議案第31号

#### 専決処分の承認を求めることについて

##### 1 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、緊急に松伏町税条例等を改正する必要が生じ、平成27年3月31日に松伏町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの

##### 2 内容

###### (1) 松伏町税条例の一部改正（第1条）

- ア 法人の町民税均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額の改正に伴う規定の整備を行う。
- イ 個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成31年まで延長する。
- ウ 平成27年4月1日以後に支出する地方団体に対する寄附金について、所得割の納税義務者が当該寄附金に係る寄附金税額控除の適用を受けようとする場合、当分の間、個人の県民税及び町民税に関する申告書を提出することなく寄附金税額控除の適用を受けることができるものとする。
- エ 公共施設等の用に供する家屋及び償却資産等に係る固定資産税について、次の特例措置を追加する。
  - (ア) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が一定の認定民間都市再生事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次の特例率を適用したうえで、適用期限を2年延長する。
    - a 都市再生緊急整備地域 特例率5分の3
    - b 特定都市再生緊急整備地域 特例率2分の1
  - (イ) 津波災害警戒区域において、市町村との管理協定が締結された一定の津波避難施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、特例率2分の1を適用したうえで、適用期限を3年延長する。
  - (ウ) サービス付き高齢者向け賃貸住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、特例率3分の2を適用したうえで、適用期限を2年延長する。
- オ 平成27年度から平成29年度までの宅地等に対して課する固定資産税については、平均負担水準方式は採用せず、従来どおりみなし方式を採用する。
- カ 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車について、平成28年度に次の特例措置を講ずる。
  - (ア) 電気軽自動車及び天然ガス軽自動車について、税率の概ね100分の75を軽減
  - (イ) ガソリンを内燃機関の燃料として用いる次に掲げる3輪以上の軽自動車について、税率の概ね100分の50を軽減
    - a 基準エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車
    - b 基準エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の135を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車
  - (ウ) ガソリンを内燃機関の燃料として用いる次に掲げる3輪以上の軽自動車について、税率の概ね100分の25を軽減

- a 基準エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上の乗用の軽自動車
- b 基準エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車

キ その他地方税法の一部改正に伴う規定の整備を行う。

(2) 松伏町国民健康保険税条例の一部改正 (第2条)

国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について5割軽減又は2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額をそれぞれ次のとおり引き上げ、低所得者に対する軽減措置を拡充する。

区分	現行	改正	改正後
5割軽減	245,000円	→	26万円
2割軽減	45万円		47万円

(3) 松伏町税条例の一部を改正する条例の一部改正 (第3条)

平成27年度分の軽自動車税から適用することとされていた原動機付自転車及び2輪車等に係る税率について、平成28年度分の軽自動車税から適用することとする。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成27年4月1日。ただし、2(3)については、公布の日

(2) 町民税に関する経過措置

ア 2(1)イは、平成27年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成26年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

イ 2(1)ウは、町民税の所得割の納税義務者が平成27年4月1日以後に支出する地方団体に対する寄附金について適用する。

ウ 2(1)アは、平成27年4月1日以後に開始する事業年度分等の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分等の法人の町民税については、なお従前の例による。

(3) 固定資産税に関する経過措置

ア 2(1)オは、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

イ 2(1)エは、平成27年4月1日以後に取得される家屋及び償却資産等に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(4) 軽自動車税に関する経過措置

2(1)カは、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

(5) 国民健康保険税に関する経過措置

2(2)は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第32号

財産の取得について

- 1 財産の種類 物品
- 2 財産の内容 炊飯システム
- 3 取得金額 60,480,000円
- 4 契約の相手方 東京都品川区戸越一丁目7番20号  
タニコー株式会社  
代表取締役 谷口 秀一

代理人 川口営業所長 根岸 信路

議案第33号

平成27年度松伏町一般会計補正予算(第1号)

1	当初予算額	8,137,000	千円
2	補正予算額	8,334	千円
3	合計	8,145,334	千円